

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 休止届出業者名等

京都府八幡市橋本栗ヶ谷2-3-304号

株式会社西本

代表取締役 西本 健二

2 休止届出年月日

平成23年4月8日

(上下水道局水道部給水課)